

- ① 小作料、作業委託料、雇人費、リースセンター使用料、土地改良費などの領収書
- ② 農業用機械・器具、農業用自動車等の燃料費、修繕費、保険料、租税公課の領収書。新規に取得した場合は販売証明書又は取得日がわかる領収書
- ③ 農業近代化資金利子の金融機関などの証明書
- ④ その他肥料等農業に関連した支出に対する領収書
- なお、税務署から申告書が郵送されている場合は、その申告書を使用しますので持参してください。

町県民税の申告

◎申告が必要な方

平成26年1月1日現在、神崎町に住んでいる方で、次のいずれかに該当する方が対象となります。ただし、所得税の確定申告をする方は、町県民税の申告は必要ありません。

- 〔平成25年1月から12月までに次の所得があった方〕
- ① 営業や農業などの事業所得
- ② 不動産・譲渡・一時・山林および雑所得
- ③ 退職所得（特別徴収をしていない方）

平成25年分所得税確定申告・町県民税申告相談日程

相談日	地区名		申告会場
	午前	午後	
2月17日(月)	四季の丘	四季の丘	役場二階 第二会議室
2月18日(火)	成城台・藤の台	武田・新	
2月19日(水)	武田・新	神 宿	
2月20日(木)	神 宿	本 宿	
2月23日(日)	全 地 区 (予約制)		
2月24日(月)	本 宿	毛 成	
2月25日(火)	毛成・本宿	古 原	
2月26日(水)	古 原	郡	
2月27日(木)	郡	大貫・立野	
3月 3日(月)	大貫・立野	植 房	
3月 4日(火)	植 房	小 松	
3月 5日(水)	小 松	並 木	
3月 6日(木)	並 木	今・高谷	
3月10日(月)	松崎・向野	成城台・藤の台	
3月11日(火)	全 地 区		
3月12日(水)	全 地 区		
3月13日(木)	全 地 区		
3月14日(金)	全 地 区		
3月17日(月)	全 地 区		

- ◎受付時間：午前9時から11時まで、午後1時30分から4時まで（日曜日は午後3時まで）
ただし、当日の混雑状況等により、受付時間中でも受付を終了させていただく場合があります。お早めにお越しください。
- ◎2月17日～3月10日は該当地区の人が優先となります。該当地区以外の方が申告相談される場合は、順番が後になる場合がありますので、ご了承ください。
- ◎2月23日（日曜日）は、予約制で申告相談及び申告書の受付を行います。予約は月曜日から金曜日の午後5時までに役場町民課税務係（TEL 72-2112）へご連絡ください。

- ① 勤務先から神崎町役場へ「給与支払報告書」の提出がなかった方（勤務先で確認してください）
- ② 給与所得のほか、事業や不動産などの所得が20万円以下で確定申告をしない方
- ③ 給与を2ヶ所以上から受けている方（恩給や年金などを受けている方も含まれます）
- ④ 雑損控除や医療費控除などを受けようとする方
- ⑤ 平成25年中に退職した方
- 〔給与所得がある方で、次のいずれかに該当する方〕
- ① 所得がなかった方
- 平成25年中に自分の所得がなく、扶養親族にもなっていない方は、昨年の生計（収入）状況を書いて、所得0円で申告してください。
- 国民健康保険税、各種年金の審査や所得証明などの資料として必要です。
- なお、神崎町に住んでいない方でも平成26年1月1日現在、次のような方は申告が必要です。
- ① 町内に事務所や事業所または家屋敷がある方
- ② 実質上の生活の本拠地が神崎町にある方

◎申告に必要なもの

- ① 印鑑（認印） ② 所得を証明する書類（源泉徴収票、給与証明書または帳簿書類等）、③ 社会保険料・生命保険料・地震保険料・個人年金保険料や医療費・寄附金などがある方は、その領収書や証明書等
- 町県民税の申告書は申告会場に用意してありますが、事前に必要とする方にはお送りしますので、役場町民課税務係までご連絡下さい。